

教育基本法の改悪反対、学校選択制の性急な導入やめよ

福間市議 — 6月・9月市議会にて教育行政について市教委の姿勢ただす



こんにちは 福間健治です

大分市西南地域
ニュース

2006年11月1日

・連絡先・
福間健治
生活相談所
☎ 546-4505
fukuma@rainbow.plala.or.jp



こんにちは、市議会議員の福間健治です。
9月市議会が9月11日～26日まで開催されました。これまで市民のみなさんと一緒にとりくんできた活動の一部について報告させていただきます。

小 中学校選択制 — 不安と疑問の声続出

福間議員 大分市教育委員会は、小中学校「隣接校選択制」を、平成19年度から、大分市中心部で、2年間の試行実施をして、平成21年度から、全市域で実施する方向です。

7月上旬からの試行地域での説明会では、「学校間の格差が生まれるのではないか」「学校・地域・家庭の連携が希薄になるのではないか」「子どもの安全が心配」などの不安の声が保護者・教職員・自治会などの関係者からは続出しました。どの説明会会場でも性急な導入に否定的意見、校区ごと反対の意思表示をしたところもありました。



しかし、教育委員会は、こうした関係者の声には背を向け、学校公開日や保護者説明会など、着々と準備をすすめています。

関係者からは「あまりに性急なやり方ではないか」「教育委員会は、関係者の声に真摯にこたえるべきではないか」など、不満と怒りの声ばかりです。

説明会で出された疑問や不安などに誠実に答えを出し、関係者の納得と合意を得られる努力をせずに学校選択制の性急な試行実施は行うべきではない。

教育長 「21年度から全市実施に向け、諸課題の検討・検証をおこなうため19年度から試行し、試行地域外の市民にも説明し、意見を聞くなかで、隣接校選択制の導入に鋭意努める」と、強引にすすめていく姿勢に終始しました。



小 中学校選択制をめぐる見解

- 1、保護者など関係者に十分な説明のないままでの基本方針の決定は「導入さきにあき」で、このような市民不在の姿勢は問題です。「説明責任を果たしていくよう要求していきます。」
- 2、不安・懸念事項について、十分な検討がされていないまま、性急な導入決定は、行政の責任放棄につうずるものです。「疑問・不安にこたえられるまで、試行実施は中止すべきです。」
- 3、通学区域の弾力的運用で選択権の拡大は十分にできません。小中学校の「隣接校選択制」の性急な導入は必要ありません。「自治体の裁量で検討をすべきです。」

- 4、学力低下、いじめ・不登校、学級崩壊などの諸問題解決は、「より近い学校へ」「学校の特色づくりによる活性化」という、学校選択制の導入では、解消できません。
- 5、学校評価、新教職員評価システム、などの教育改革路線（財界主導）と、教育基本法改悪と一体にすすめられており、格差と差別の教育を助長し、公教育の放棄につながります。

■基礎学力、体力、情操、市民道徳を身につけることを保障するという公教育の原点に立ち戻るべきと考えます。
このことが大分市の将来を担う子どもたちへの、よりよい教育環境づくりにつながると確信しています。みなさんのご意見・ご要望をお寄せください。

教育基本法の精神生かす 教育こそ、いま大事では

福間議員 さきの通常国会に提案された教育基本法改正案は、「慎重に」という国民世論を反映して、国会で継続審議に。

改正案、憲法に反する2つの大問題

憲法第19条が保障した思想・良心・内心の自由をふみにじる

改悪案は、「教育の目標」として、「国を愛する態度」など、20もの「徳目」法律で決め、「その目標の達成」を義務づけ、子供たちに強制するものです。我が党の質問をきっかけに、いま各地で「愛国心通知票」を見直す動きが広がっています。「評価するのは難しい」（小泉首相）というのなら、法案の道理そのものが成り立たない。

憲法が求めている教育の自主性・自立性・自由を形骸化

教育基本法の10条は「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接責任を負っておこなわれるべきである」と述べています。政府の改正案は、この「国民全体に対し、直接に責任を負って」という文書を削除し、「この法律及び他の法律の定めるところにより」に置き換えます。この10条改悪のねらいは政府・文部科学省の裁量行政による教育内容への国家的介入を無制限に拡大し、合法化することは明らか。

教育長は教育基本法改正案をどのように受け止めているのか。

教育長 「現在、継続審議になっており、今後とも国における審議経過を慎重に見守っていく」と答弁。

教育基本法の全面改定は、憲法を変えて、海外で戦争する国をつくろうという動きと一体のものです。また政府・財界は、教育をいっそう競争本位にし、こどもたちを早い時期から勝ち組・負け組に分け、新自由主義にもとづく、弱肉強食の経済社会に順応する人間をつくることをねらっています。

臨時国会で廃案に追い込むために力をあわせましょう。



6・9月市議会できりあげた問題

1 指定管理者が管理する施設の安全対策について
市営住宅施設で発生した事故の問題を取り上げ、安全管理体制の徹底を要求、10月より安全管理マニュアルが作成されます。

2 精神障害者のバス代の助成
身体・知的・精神障害が一元化されたことから、施策の遅れている精神障害者の交通費助成を求めました。「大事な課題として今後研究していく」と答弁。

3 国道10号大道バイパスに押しボタン信号機の設置を
関係住民の1700名あまりの署名を、大分市と大分中央署に提出。市民部長は「関係機関に働きかけていきたい」と答弁。その後、県土木事務所、大分県警交通規制課などの関係機関と現地調査を実施し、協議がおこなわれています。

4 下請け代金の未払い問題
大分市発注の農道整備工事の下請けが、1300万円あまりの工事代金不払い、発注者として市の責任ある対応を求めました。

5 介護保険制度の改善について
4月1日から改定された介護保険法が実施されました。「保険あつて介護なし」のひどい状況が広がっています。
要介護1以下の軽度の高齢者から、①介護ベッドや車いすなどの「貸しはがし」をただちに中止すること。②ベッドなどの福祉用具のとりあげられる方へ自費購入やレンタルにたいする独自の助成をおこなうこと。③大分市でも実効性のある保険料減免制度の改善に取り組むこと。④ケアプラン作成にかんする介護報酬や基準のあり方を抜本的に改善することなどを要求しました。

2007年度 大分市予算で申し入れ 91項目の要望を提出

10月20日、大分市長に、2007年度予算編成にあたり国保・介護、防災対策、学校給食・学校選択制問題など、91項目を要望しました。この申し入れには、堤前県議も党県自治体部長として参加し、キャンノンで働く非正規職員の実態などを訴え、雇用対策について要望しました。

いつでもどこでも市民のみなさんとともに

■南大分雨水排水対策
昨年南大分一帯で実施した、アンケートをもとに、大分市に要望書を提出し、現地調査も実施しました。大雨による道路浸水となっていた明礪や豊焼など改善対策が行われることになりました。



■国保・介護改善運動
国保税の大幅値上げが行われ、高く払えない国保税に怒りの声ばかりです。減免申請、国保証の未交付をなくし、安心できる国保制度にと、毎月減免申請にとりくんでいます。介護保険をよくする大分の会第7回総会がおこなわれました。賀来進先生の記念講演、今後の活動について交流しました。私は司会をさせていただきました。介護保険料の減免申請もおこない30名あまりが参加しました。



■大友氏館跡整備計画は規模縮小を
大友氏館跡整備計画の拡大が都市計画変更されました。「計画は必要最小限にとどめること。」「隣接地への移転を」など、地域住民の方と大分市への申し入れ、地域懇談会などをおこなってきました。

大友氏館跡整備計画の拡大が都市計画変更されました。「計画は必要最小限にとどめること。」「隣接地への移転を」など、地域住民の方と大分市への申し入れ、地域懇談会などをおこなってきました。



■県・市との交渉
—生活と健康を守る会

生活保護・国保・介護、障害者対策、医療などで、切実な要望が次々だされました。県との協議には、県下から50名を超える役員・会員が参加しました。



■市政・市議会報告会

在限・西大分・大道・城南で市政報告会、またなんでも相談会などを開催しました。カーブミラー・防護策設置、草刈り、介護・国保の要求などたくさん意見・要望がだされ、諸要求の解決にあたりました。



■ワラビ狩り

連休の一日、西南地域の日本共産党後援会で、日出生台にワラビ狩りに行きました。50名あまりが参加し、たのしいひとときを過ごしました。



■ちきりん踊り



生活相談で喜びの声・いそ

格差社会がすすむなか、毎日のように、様々な相談が持ち込まれ、その解決に奔走しています。
—やつと人並みの生活—
ホームレス生活2年あまり、生活保護申請にいくが、家がないと言う理由で、申請も受け付けてもらえず途方にたづなっていた矢先、福間議員の適切な援助をうけ、生活保護が決定。家も無事みつかり、今は人並みの生活ができるようになりました。今度は、「私が困った人を助ける番だ」と、生健会活動に参加しています。(男性51歳)



日本共産党発行
しんぶん 赤旗
日刊●月2,900円
日曜版●月 800円